

IFRS 財団アジア・オセアニア オフィスからの報告

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクター

たけむら みつひろ
竹村 光広

はじめに

本稿では、今年2月から4月までの、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの主な活動内容を紹介します。

東京商工会議所 BATIC の IFRS への移行支援

アジア・オセアニアオフィスでは、東京商工会議所が開催する国際会計検定（BATIC）がIFRSへ完全移行するためのお手伝いをしました。具体的には、東京商工会議所が発行するBATICの公式テキストにIFRSからの引用を用いるにあたって著作物の権利関係をIFRS財団ロンドン本部に確認するお手伝いをしました。また、BATICのテキストや募集要項に応援メッセージを寄稿しました。

日本におけるIFRSの普及を考えるうえで、IFRS教育の果たす役割はたいへん重要です。例えば、ある会社の経営者がIFRSを採用することを決めたとしても、それを実行できる人材が会社にいないと、実際にIFRSの決算を組むことはできません。IFRS移行時には、監査法人のコンサルタントの手を借りることもできますが、移行が完了し通常業務に戻った後は、自

社の人材でIFRSの決算を組まないといけません。今後、日本におけるIFRS人材のすそ野を広げていくことが重要です。その観点から、今般、BATICがIFRSに移行したことはたいへん良いニュースです。多くの学生や社会人の方がBATICに向けてIFRSを勉強すれば、日本におけるIFRS人材のすそ野を広げることに役立ちます。

アジア・オセアニアオフィスでは、同様の支援を他の団体にも提供しています。例えば、日本公認会計士協会（JICPA）が発行する研究論文の中にIFRSからの引用を含められるよう、アジア・オセアニアオフィスがリエゾンサポートを提供しました。IFRS財団ロンドン本部では、今後IFRSの利便性が増すよう、インターネットで著作物の使用許諾を得るシステムを検討しています。

ASEAN 証券市場監督者ワークショップ

2月の前半にタイのバンコクで開催されたASEAN証券監督者ワークショップに国際会計基準審議会（IASB）を代表して参加しました。このワークショップでは、タイ、マレーシア、シンガポールといったASEAN諸国の証券市場監督局の職員が集まり、各国の検査体制の紹

介や実際の検査事例の情報シェアなどを行いました。日本の金融庁からマレーシアの監督局に出向している職員の方も、このワークショップに参加されていました。

ASEAN の多くの国では、IASB が公表する IFRS を適用しているか、又は国内基準を IFRS にコンバージェンスさせています。そのため、これらの国の検査官にとって、最新の IFRS に関する知識は必修です。今回は、ワークショップの主催者であるタイ証券取引委員会の要望で、ロンドンの IASB スタッフに TV 会議で参加してもらい、収益認識に係る移行リソース・グループ (TRG) の状況、共同支配の取決め (IFRS 第 11 号) の適用状況、金融商品会計の概要、概念フレームワーク改定の議論の動向などをワークショップの参加者に説明しました。

このワークショップ参加を通じて、アジア・オセアニアオフィスにもいくつかの収穫がありました。まず、ASEAN 諸国の証券市場監督局と友好的な関係を築くことができました。ASEAN 諸国の証券市場監督局で働く職員の多くは中国系で、国は違いますが、強い同朋意識で結ばれています。また、日本に対して非常に好意的です。現に、2月のワークショップの後、東京にあるアジア・オセアニアオフィスを訪問してくれた参加者もいました。これまでアジア・オセアニアオフィスの活動は、同じ基準設定主体であるアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) との連携がメインでした。AOSSG は、同じ基準設定主体として、今後も重要な連携先であることには変わりはありませんが、一方で、証券市場監督局は投資家保護の守護神であり、IFRS 財団にとって、IFRS の首尾一貫した適用を実現するために必要不可欠なビジネスパートナーです。今回の ASEAN 証券監督局の方々との交流をきっかけとして、今後は、広くアジア・オセアニア

地域全般の証券市場監督局とも連携していきたいと考えています。

また、今回のワークショップは、概念フレームワークの重要性を再認識する機会にもなりました。各国の証券市場監督局の職員が、企業が提出した財務諸表を検査する際に、会計基準の細かい規定にこだわりすぎては投資家保護という究極の目的を達成できない可能性がある、とある参加者は言っていました。投資家保護を実現するためには、会計基準の理解も重要ですが、それと同じくらいに、又は、それ以上に、概念フレームワークに定められている一般目的財務諸表の目的、それを実現するための質的特性、財務諸表の構成要素などを理解していなければならないと言っていました。タイから帰国後、IFRS 財団ロンドン本部の教育担当ディレクターと話し合い、2016年3月に、ASEAN の証券市場監督局の職員を対象とした「概念フレームワークに基づく IFRS の理解」のワークショップを、タイのバンコクで開催することにしました。

リサーチ活動

アジア・オセアニアオフィスでは、法人所得税プロジェクト、IFRS 適用分析プロジェクト、IFRS タクソノミー・プロジェクトの3つのリサーチプロジェクトを実施しています。

まず、法人所得税プロジェクトですが、法人所得税に関する財務諸表利用者 (投資家) や財務諸表作成者 (企業) の情報ニーズを把握するため、IASB のコンサルテーション・グループである資本市場諮問委員会 (CMAC) 及び世界作成者フォーラム (GPF) のメンバーに対して、法人所得税の財務情報ニーズに関する質問書を送付し、その返答を取りまとめ、2月27日及び3月5日にロンドンで開催された

CMAC 会議及び GPF 会議で発表しました。今後は、これらの会議で得た助言に基づいて質問書をさらに発展させ、もっと広い母集団の投資家やアナリストに対してアンケート調査を行い、それらをリサーチペーパーの形で取りまとめたいと考えています。

次に、IFRS 適用分析プロジェクトです。このプロジェクトでは、日本で IFRS を任意適用した会社が公表したデータに基づいて、IFRS 適用の理由、主な財務的な影響、財務諸表のボリュームの増減、株価や外国人比率に対する影響、アナリストの反応などのデータを収集しています。日本における IFRS 適用企業及び適用予定企業の数が増えるようになり、収集したデータの量も増えてきました。残念ながら IFRS の適用が開始されてから年月がそれほど経っていませんので、時系列のデータは不足していますが、今後もデータ収集を続けることで、IFRS 適用の長期的なトレンドも把握できるようになることを期待しています。2014 年 7 月にこのプロジェクトを開始してから半年以上過ぎましたので、これまでに集積したデータをいったん取りまとめ、3 月 16 日の日本公認会計士協会近畿会のセミナーで途中経過を発表しました。また、3 月 30 日と 31 日に、スタッフ 1 名が韓国ソウル市で開催された会計シンポジウムに参加し、日本における IFRS 適用の影響を発表してきました。韓国は、日本と違って 2011 年に IFRS が強制適用されました。強制適用であったため、IFRS 適用のベネフィットが本当にあったのか、未だに実感できていない企業もあるようです。日本には、任意適用の制度の下、自主的に IFRS に移行していますので、基本的に全ての IFRS 適用企業が IFRS のメリットを実感しています。日本の事例を紹介することで、韓国企業の疑問に少しは答えられたのではないかと思います。

IFRS タクソノミ・プロジェクトでは、世界

における IFRS タクソノミの利用状況の調査を行っています。世界の各国で IFRS タクソノミの導入を決定する機関は、各国の証券市場監督局や証券取引所、中央銀行さらには税務当局です。日ごろ、我々は会計基準設定主体と協働していますので、証券市場監督局や税務局、証券取引所などからの情報収集に時間が掛っています。このため、例えば、2 月にタイで行われたワークショップの機会などを利用して、アジアの証券市場監督局の方々の協力を仰ぎ、少しずつですがプロジェクトを前に進めています。その甲斐があって、今年 6 月には国別プロフィールの第一弾を発表できる予定です。このプロジェクトでは、その他に、日本のアナリストや情報ベンダーの方々とタクソノミに関する意見交換も行っています。例えば、4 月 1 日に IASB ロンドン本部からシニア・テクニカルディレクターが来日した際には、30 名弱の関係者をオフィスに招待して、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂基準書の公開草案に含まれるタクソノミ修正案に関する意見交換会を開催しました。今年 6 月には、日本以外の国からも関係者を招待して、IFRS タクソノミに関するワークショップや個別会議を開催する予定です。

ハンス議長来日

IASB のハンス議長が 3 月 31 日に韓国ソウル市で開催されたシンポジウム (Korea Accounting Review International Symposium) に出席しました。ハンス議長には、その帰路、4 月 1 日から 3 日まで日本に立ち寄ってもらい、日本の関係者の方々と意見交換してもらいました。

ハンス議長は、4 月 1 日夕刻に日本に到着し、企業会計基準委員会 (ASBJ) の小野委員長等

と夕食を取りながらの意見交換をしました。翌日、4月2日は早朝より、帝国ホテルで財務会計基準機構（FASB）主催の朝食会に出席し、日本の主要なステークホルダーに対して、IFRSの最新状況の説明を行いました。朝食会で、ハンス議長は、まず、日本を含む主要経済国におけるIFRSの適用状況が説明しました。特に、日本について、強制適用ではなく任意適用という制度下で適用企業が増えているという状況に注目しました。なぜなら、強制適用の場合と違って、任意適用では、企業がIFRSのメリットを検討してメリットがある場合のみIFRSを自主的に採用しているからです。このことは、IFRS適用に実際のメリットがあることの強い証明になります。ハンス議長は、日本の他に、米国、中国、インドの状況に関しても日本の関係者に説明しました。その後、ハンス議長は、さらに、IASBの主要プロジェクト、特に、開示に関する取組み、概念フレームワーク、IFRS第3号の適用後レビュー、リース会計について説明し、参加者からの質問に答えました。

朝食会のあと、ハンス議長は金融庁、東京証券取引所、経団連、JICPAなど日本の主要な団体を訪問しました。また、今回の来日では、特に、IFRSを実際に使っている会社の財務担当役員クラスの方と意見交換する機会も別途設けました。IFRSを実際に使っている会社の役員クラスですので、IFRSの良い面も悪い面も含めて、たいへん深い洞察をお持ちの方ばかりです。例えば、のれんの償却の議論1つとって

も、単に「償却すべし」と言うだけではなく、償却した場合のメリットとデメリット、償却しなかった場合のメリットとデメリットの双方がバランスよく議論され、たいへん有意義な意見交換会となりました。今後も、このような会合を継続的に開催したいと考えています。

今回の来日はタイミングよく桜の満開時期に当たりました。ハンス議長は、IFRSの議論だけでなく、満開の桜も楽しまれて帰路につかれました。

その他の活動

3月14日に経済協力開発機構（OECD）-アジア開発銀行（ADB）パネル会議にIASBを代表して参加しました。また、3月23日にはFASBの人材育成プログラムの講師を務めました。

おわりに

今季はアジア・オセアニア地域の資本市場監督局との関係を深められました。また、リサーチプログラムを前進させることができました。今年の大きな目標の1つは、年内にリサーチ活動の成果を出すことです。今後、春から夏にかけて正念場になると思います。気を抜かず業務を進めます。引き続きのご支援よろしくお願ひ申し上げます。